

## 28 交通安全対策の推進について

(内閣府、国土交通省、警察庁)

### 【内容】

- (1) 交通事故死者数に占める高齢者の割合が全国的に高いことから、マスメディアを活用した効果的な広報啓発の実施や体系化された交通安全教育制度の整備などの対策を行うこと。
- (2) 全ての自転車利用者に対し、自転車は「車両」であることを徹底させ、車両運転者として規範意識の更なる醸成を図るため、「自転車の安全利用五則」などを活用したルールの周知徹底と安全利用に資する教育を推進すること。
- (3) 安心・安全な道路交通環境の整備に向け、交通安全施設等整備事業を着実に推進すること。
- (4) 誰もが簡単に移動でき、かつ、安全で円滑な交通の確保を目指し、歩行者・自転車優先の通行環境の整備、歩行空間のバリアフリー化を促進するとともに、高度交通管制システム（ITCS）等高度道路交通システム（ITS）の整備充実を図ること。

### （背景）

- 本県における平成25年の交通事故死者数は219人で、平成15年から11年連続全国ワースト1位になるなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあり、交通安全対策の推進は本県における重要かつ喫緊の課題である。
- 高齢者の死者数は118人で、53.9%を占めていることから、高齢者対策を重点的に取り組んでいく必要がある。  
特に、運転免許を保有せず、安全教育に接する機会が少ない高齢者が、交通事故に遭う割合が高く、全国的にみても同様の傾向である。  
したがって、国において、こうした高齢者に対する効果的な広報啓発を実施するとともに、体系化された教育制度を整備する必要がある。

- 自転車は「車両」であるということの徹底を基本的な考え方とし、車道を通行する自転車と歩道を歩行する歩行者の双方の安全を確保するため、自転車通行空間の整備と併せ、全ての道路利用者に自転車の通行ルールを徹底するなど、ハード、ソフトの両面からの取組を行う必要がある。
- 本県では国・県・県警など関係機関が一体となって、第9次愛知県交通安全計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、「平成27年までに、交通事故による年間の24時間死者数を185人以下とする」ことを目標としている。
- この目標を達成するため、国が幹線道路において重点的・集中的に交通事故の撲滅を図るべく実施している「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を強力に推進する必要がある。
- 歩行者・自転車の死傷事故抑止を図るうえで有効なゾーン30（生活道路対策）を強力に推進する必要がある。また、交差点事故の減少を図る上で効果的な信号機の高度化や、道路標識・道路標示の整備を推進し、的確な交通管理を図っていく必要がある。
- 少子高齢社会への対応として、バリアフリー化を推進するなど多角的な施策の展開を図り、誰もが安心して快適に利用できる道路交通環境の整備に努めていく必要がある。
- また、安全で快適な道路交通環境の実現はもとより、地球温暖化の防止など様々な観点から、交通流・量の変動にきめ細かに対応した信号制御等を可能とするITS等ITSの整備を推進していくことが必要である。

### ( 参 考 )

#### ◇ 愛知県の交通事故死者数の推移

